

「50年後の滋賀への手紙」募集要項

1. 趣旨、目的

滋賀県は、令和4年9月29日に、明治5年に南部の滋賀県と北部の犬上県が合併し、現在の県域となって成立してから、150周年の節目を迎えました。

県では、県民一人ひとりがこれまでの滋賀の歴史を学んで先人の努力を振り返り、滋賀に一層誇りや愛着を持つとともに、未来を考える契機とすることを目的とした取組の一つとして、県政150周年記念事業の「50年後の滋賀への手紙」を募集します。

2. 募集内容

- ①50年後の滋賀県への想いが込められた手紙、絵、写真
- ②50年後の滋賀県で叶えたい夢が込められた手紙、絵、写真

3. 使用目的

寄せられた手紙等は、滋賀県ホームページまたは滋賀県政200周年記念事業にて活用します。ただし、応募期間中に今般事業のPRのため、手紙等の一部を滋賀県ホームページ等で公開することがあります。

4. 募集期間

令和4年11月29日(火)から令和5年2月28日(火)まで
※郵送による応募の場合は当日消印有効

5. 応募資格

どなたでも応募可能

6. 応募点数

何点でも応募可能

7. 応募方法

しがネット受付サービスまたは郵送のいずれか。

(1) しがネット受付サービスによる提出

しがネット受付サービス(以下のURL)にアクセスし必要事項を記入の上、作品を送信してください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/150>

二次元コードを読み取ることでアクセスできます。



<必要事項>

・手紙、絵、写真のうちいずれか

※プレゼントに応募される場合は以下も必要です。

・氏名(ふりがな)

・住所

・メールアドレス

<データでのご応募に係る留意事項>

・ファイル容量は10MB 以内としてください。

・形式はpng、jpg、jpeg、gif、heif、heic、pdf、docx、xlsx、pptx、zipのいずれかとしてください。

(2) 郵送による応募

別紙応募用紙をダウンロードまたは、任意による様式(便箋など)に必要な事項を記入のうえ、下記12の応募先まで郵送してください。

・絵や写真を応募される場合は、折り曲げたり丸めたりせずに送付してください。

<応募に係る留意事項>

・封筒に「50年後の滋賀への手紙応募書類在中」と記載のうえ、送付してください。

・FAXでの応募は受け付けません。

8. 応募要件

(1) 手紙等は模倣等のない自作かつ未発表のものに限ります。未発表とは印刷物や映像、WEBサイト等で公表されておらず、また各種コンクール等で入賞していないものを指します。

9. プレゼント

応募いただいた方の中から、抽選で5名様に「滋賀県産みずかがみ 無洗米5kg」をプレゼントします。なお、当選はプレゼントの発送をもって代えさせていただきます。

10. 注意事項

(1) 応募する手紙等は、応募者本人が創作した未発表のものに限ります。

(2) 応募に要する費用(デザイン費・郵送費等)は、応募者の負担とします。

(3) 手紙等は応募後に修正はできません。修正する場合は再度ご応募ください。

(4) 提出された手紙等は返却しません。

(5) 以下の応募は受け付けません。

ア 公序良俗に反する場合

イ 商業宣伝に関わるもの

ウ 手紙等が既発表のものと同じもしくは酷似している場合

エ 第三者の知的財産権の侵害の恐れがある場合

オ 滋賀県が人権侵害、名誉棄損、脅迫等に該当すると判断したもの

カ 法令または本募集要項に反する場合

(6) 第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、滋賀県では一切の責任を負いません。

(7) 本募集要項に記載された事項については、今後、滋賀県の判断により、変更または追加することがあります。

(8) 応募をもって本募集要項に同意いただいたものとみなします。

(9) 著作権に抵触しうる内容を含む手紙等(用紙を含む。)は公開しません。

11. 個人情報の取扱い

(1) 応募に係る個人情報については、応募状況の確認、手紙等の公表以外の目的で使用することはありません。

12. 郵送での応募先および問い合わせ先

滋賀県総合企画部企画調整課

50年後の滋賀への手紙担当

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話:077-528-3310

メール:kikaku01@pref.shiga.lg.jp

開庁時間:月曜日～金曜日 8:30～17:15

※土曜・休日は開庁していません